

(11) 農地整備

《基本的考え方》

農地整備は、食料の安定供給や農業生産性の向上を主目的として、ほ場整備や農業用水路改修など農業と農村の基盤などを幅広く整備するものであり、農家はその費用の一部を負担し、工事後には営農活動や維持管理を行う特徴がある。また、それらの農地や施設は、国土の保全や多様な生態系の維持など多面的な機能を有し、地域農家や地域住民に深く関わり、地域の特徴ある農村景観を形成するなど重要な役割を果たしてきた。

農地整備にあたっては、地域関係者の意向を踏まえつつ、豊かな自然と農業、伝統文化を守り後世へ伝えていくため、秩序ある土地利用の誘導と計画的な整備に加え、農地・里山などの維持保全、地域の特徴ある農村景観の保全、創出への配慮が重要である。

①農地整備全般

良好な田園風景が継続的に保たれるよう、整備にあたっては景観との調和に配慮する。

《配慮事項》

- 地域の営農状況を踏まえつつ、良好な景観が保たれるよう、農地整備計画の策定に努める。
- 生態系が保全されるよう、整備にあたって配慮・工夫する。
- 農地整備にあたっては、地域住民の意見を聞くとともに、地域保全活動への住民参加を含めた協働体制の構築に努める。
- 伝統的な農村文化と景観を保全できるよう努める。



遊休農用地にひまわりを植えて景観形成（能登町）



地域ぐるみでトミヨの保全に取り組み、観察路などを整備（鷺池／志賀町）



茅葺き屋根の葺き替え技術を伝承（合鹿庵／能登町）



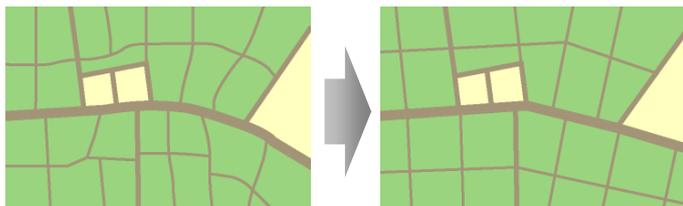
はさ干しを伝承（輪島市）

②区画形状

生産性の高い機能的な形状の創出を目的としつつ、地域の特徴的な景観要素をできる限り保全・活用した区画形状とするよう努める。

《配慮事項》

- 現況地形を活かしつつ機能的な区画形状とする。



機能的な形状となるよう区画を変更



海岸段丘の浸食された地形を活かし、整然とした棚田にほ場整備
(大笹波水田／志賀町)

- 景観の優れた棚田や段々畑などの原風景を活かす区画形状に配慮するとともに、地域景観に馴染むよう農道、水路の配置に努める。



樹林地の緑に囲まれた棚田景観を保全するため、現況地形を活かした区画形状によりほ場を整備（津幡町）

- 特色のある樹林、防風林、はさかけ林などのランドマークとなる資源や周辺景観との調和を図り、良好な景観要素を残すよう工夫する。



事業区域に隣接する名木（高照寺の倒杉）保存のため、小区画は個人営農者に換地するなどの配慮を実施（珠洲市）

- 集団転作などによる良好な景観形成が可能となる整備に努める。



大麦など集団転作が可能となるよう水田を汎用化（小松市）

③水路・ため池

周辺地域の自然景観や生態系などに配慮する。

《配慮事項》

- 自然素材などの活用により、自然生態系保全や親水性に配慮する。



階段護岸や木製デッキを設置し、親水性を向上（大池／中能登町）



県産の間伐材の木製法枠工で、栗石の隙間から植生が期待（調整池／小松市）



木製水田魚道の設置により、フナ等の稚魚が育成（排水路／津幡町）

- 維持管理が容易になるよう、小段の設置や法面勾配を緩くするなど、整備の工夫に努める。



周辺景観に配慮した防護柵を設置し、従前より堤体法面を緩く整備（大谷地池／津幡町）



用水路を復断面により整備（中島用水／白山市）

④その他施設（用排水機場、貯水槽、共同利用施設等）

位置、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

《配慮事項》

- 建物等は、農村風景に馴染むような瓦屋根や県産木材などの地域材料の使用に努める。



用水機场上屋に瓦屋根や県産木材を使用（珠洲市）

- 周辺景観から突出する大型構造物を建設する場合、周辺への植栽などにより、景観への影響を最小限にとどめるよう努める。



周辺景観に配慮してワイン工場を整備（穴水町）



集水井の蓋を緑にし、防護柵を擬木にして周囲の景観との調和に配慮（輪島市）

(12) 森林整備

《基本的考え方》

林道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設となっている。

また、山村地域の交通路として地域住民の通行や物資の運搬、森林へのアクセス確保など山村地域の振興や生活環境の改善等に大きな役割を果たしており、林道整備にあたっては利便性、安全性を確保するとともに、周辺景観や自然環境に配慮した整備に努める。

①林道

山麓部からの眺望に留意し、景観の変容を抑制するとともに、森林や動植物等を保全し自然環境に配慮する。

《配慮事項》

- 道路線形は、できる限り法面、擁壁を回避・縮小化するように計画する。



地形の改変は最小限に抑えて線形を決める



地形に沿った線形により、自然の改変を抑制（林道館大谷線／能美市）

- 法面工は、山麓部からの眺望に十分配慮するとともに、地域の自然が法面に回復する可能性が高くなるような緑化を行う。



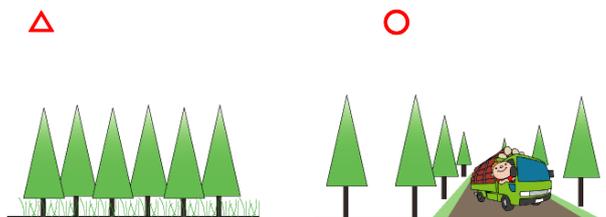
在来種により緑化を図り、周辺景観との調和に配慮（林道犀鶴線／白山市）

- 擁壁工は、形態及び意匠の工夫や自然素材を活用するなど、自然景観との調和に努める。



補強土壁工を採用して壁面を緑化し、間伐材により意匠を工夫
(林道切狭線／輪島市)

- 林道整備により適正な森林整備及び保全を図り、自然環境に配慮する。



林道の整備により適正に森林を保全する



林道開設により適正な森林整備が実施
(林道火宮谷内線／珠洲市)

(13) 上下水道

《基本的考え方》

浄水場や下水処理場は、広大な敷地及び大規模な施設を必要とすることから、周辺住民の居住環境に影響を与えないための対策が求められる。

したがって、施設の整備にあたっては、周辺景観との調和を図り、緑と水に親しめる空間の創出に努める。また、ポンプ場を住宅地に設置する場合には、周辺民家との調和に努める。

①浄水場・下水処理場

施設機能を保ちつつ、周辺景観との調和を図り、地域住民に親しまれる環境づくりに努める。

《配慮事項》

- 敷地内には、芝張り、植栽等修景施設を設置し、内部的景観だけでなく、特に外部からの景観に配慮する。



芝生や植栽などを設置し、周囲の景観に配慮（臨海水質管理センター／金沢市）

- 門扉、フェンスの形状及び材質は、景観的な異質感、圧迫感を少なくするよう努める。



整備前（濁水が流れ悪臭が漂う）



芝生や植栽、護岸、フェンス等の整備により、桜を觀賞できる町民の憩いの場に再生（八反田川都市下水路／津幡町）

- 施設の高さ、配置、色彩等について十分に考慮し、周囲の景観との調和やプラント的イメージの緩和に努める。



瓦葺きの勾配屋根で、外壁は地元産の能登ヒバを使用し、周囲の集落や樹林との調和に配慮（新町野浄水場／輪島市）

- 下水道処理水を活用したせせらぎ水路など、都市内の憩いの空間づくりに努める。



下水道処理水をせせらぎ水に利用（白山市総合運動公園／白山市）

②ポンプ場

周辺景観との調和に努める。

《配慮事項》

- 住宅地においては、建築物を周辺の民家と違和感のない外観とし、吸排気口や配管が目立たないように工夫するなど、周辺との調和に努める。



農山村地区に位置するため、木造瓦葺とし周辺景観になじむよう配慮（若山町上山地区飲料水供給施設／珠洲市）



住宅地に立地するため、レンガを主体に明るく清楚なデザインを採用（東部污水ポンプ場／小松市）

(14) 自然公園

《基本的考え方》

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に、区域を定めて指定される地域性の公園である。

そのため、施設整備にあたっては、優れた自然景観の保全と調和、及び環境への影響に十分配慮しながら、公園計画に基づき、適正な利用が図られるよう行うものとする。

①造成等

地形や植生等に配慮した造成計画、施設配置となるよう努める。

《配慮事項》

- 生物の保全に配慮する。
- 必要な機能を盛り込みつつ、大規模な切土、盛土を生じさせないなど、地形の改変をできる限り抑えるよう努める。



なだらかな尾根状の斜面に沿って園路を整備（市ノ瀬園地／白山市）



段差地形をそのまま活かして、テントサイトを配置（市ノ瀬野営場／白山市）

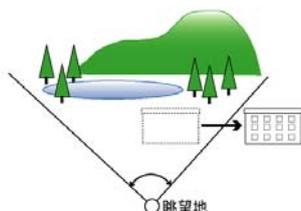
- 緑化を行う場合は、自生種を使用するなど、自然景観との調和、環境への影響に配慮する。

②公園内建築物等

できる限り勾配屋根とするなど、屋根、壁面の色彩、形態が自然との調和を乱さないよう努める。

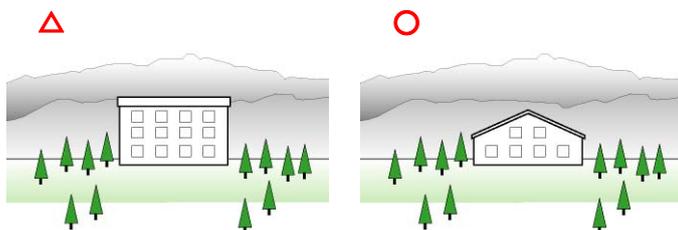
《配慮事項》

- 主要展望地からの展望に著しい妨げとならないよう配慮する。



主要眺望地からの展望の妨げになる範囲は避ける

- 山稜線を分断するなど、眺望に著しい支障を与えないよう配慮する。



屋根形状が山稜線を分断しないよう配慮

- 蛍光色や原色等、自然の色合いと不調和をきたす色彩は、原則使用しない。



白山国立公園に位置するため、山並みに配慮して勾配屋根を採用
(市ノ瀬ビジターセンター／白山市)



自然石と木材を併用したロッジ風デザインが山麓の景観に調和
(市ノ瀬ビジターセンター／白山市)



室堂平の広大な眺望を阻害しないよう緩やかな勾配屋根とし、外壁、屋根の色彩が自然景観と調和
(室堂ビジターセンター／白山市)



開放的な構造と柔らかな色合いで、周囲に違和感なく溶けこむよう整備
(医王山覗き休憩舎／金沢市)

③歩道・園路等

自然環境の保全に十分配慮しながら、交通量や機能（登山道、遊歩道、自然観察園路等）に応じた規模・構造とするよう努める。

《配慮事項》

- 線形の決定にあたっては、生物の保全に配慮する。



自然の景観を損なわず、散策や自然観察を容易にするよう、等高線に沿った緩やかな線形で整備
(岩屋俣園地／白山市)

- 構造物を設置する場合は、周辺景観との調和に十分配慮する。



水分条件の変化や、登山者の踏圧による植生破壊を防止するため、木道工法を採用
(加賀禪定道／白山市)

- 耐久性や強度を踏まえながら、木材や自然石等の自然素材を使用するよう努める。



石張り舗装とすることで、周囲と調和しながらも、歩道の安全性と耐久性を向上
(お池巡りコース／白山市)

(15) 面的整備事業

《基本的考え方》

土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備事業は、地域づくり、街づくりのモデル的な役割を担っており、周辺地域への事業の波及効果も大きく、地域の景観形成の上で重要な位置を占めている。

面的整備事業を進めるにあたっては、うるおいと安らぎのある地域・街づくりに配慮するとともに、地域の気候、風土、歴史、文化などの特性に根ざした魅力ある景観の形成を図るものとする。

①地区全体の景観形成

道路、公園、河川等の連続性や一体性に配慮した施設づくりに努めるとともに、街並みについては、地区計画や街づくり協定などを策定することにより、整備地区全体が良好な居住環境を有するよう誘導に努める。

《配慮事項》

- 面的整備に合わせて策定することが求められる地区計画や街づくり協定を基本として、整備地区全体の景観整備を行うよう努める。

※土地区画整理事業や市街地再開発事業は、道路、橋梁、河川等の要素を総合的に含むことから、整備にあたっては、それらの整備指針に準ずるものとする。



地区計画や緑地協定により街並みを統一し、上質な道路空間を整備
(内灘北部地区土地区画整理事業／内灘町)



都市計画道路の沿道にシンボルとなる街路樹を植栽し、電線類を地中化
(内灘北部地区土地区画整理事業／内灘町)

- 事業施行者は、関係権利者から街づくりに対する意見を聴取し、それを基本とする「街づくりに関する基本コンセプト」を設定することで、地区全体が調和した上質な景観空間を創出するよう努める。



風をテーマに公園をデザイン
(内灘北部地区土地区画整理事業／内灘町)

- 地区全体の緑化を誘導し、緑あふれる景観の形成に努める。



緑化の誘導によりアパートの一角に樹木を植樹
(金沢西部第二土地区画整理事業／金沢市)